

平成21年度（4月～9月）における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人国立国語研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成21年度4月～9月における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成21年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）として締結が可能なものの検討を行い、環境配慮型契約の実施に向けて、推進体制を整備することとした。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の設計に係る契約に関して、以下のとおりであった。

- | | |
|----------------------|------|
| （1）電気の調達 | 該当なし |
| （2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約 | 該当なし |
| （3）省エネルギー改修事業に係る契約 | 該当なし |
| （4）建築物の大規模な改修に係る設計業務 | 該当なし |

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための所内における体制として、関係部署の参画する連絡会議等を設置し、協議を実施していくこととした。
- 環境省主催の環境配慮契約の推進に関する基本方針説明会に参加し、環境配慮契約法及び基本方針について所内における周知を図った。